

公益財団法人 新潟県スキー連盟加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第38条及び第39条の規定に基づき、加盟団体及び加盟並びに脱退について必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 定款第38条に規定する加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 県内の市・町・村又は地域に組織されたスキー団体
- (2) 企業又は職域内に組織されたスキー団体
 - (1)(2)は、別表1に掲げる団体
- (3) 中学校体育連盟スキー部並びに高等学校体育連盟スキー部別表2に掲げる団体
- (4) その他、理事会の議決を経て承認されたスキー団体別表3に掲げる団体

(加盟団体会費)

第3条 加盟団体は、理事会において別に定める別表4の額を、この法人の加盟団体会費（以下「会費」という。）とし、毎年7月末日までに納入しなければならない。ただし、新たに加盟を認められた団体にあつては、加入金10万円と会費を、別に指定する日までに納入するものとする。

2 加盟団体が、定款第39条第2項により脱退し又は同条第3項により脱退させ又は除名した場合において、脱退又は除名となった会費を未納している場合には、直ちに納付しなければならない。

3 納入された加入金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以内を当該法人会計に使用する。

(加盟手続)

第5条 定款第38条第1項により、新たにこの法人の加盟団体になろうとするときは、その代表者から次の書類をこの法人へ提出し、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 加盟申請書（別紙、様式1）
- (2) 団体にあつては規約（法人については定款）
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 加盟申請年度の前年度の事業報告及び決算（法人については、貸借対照表並びに損益計算書）
- (5) 隣接の加盟団体長（2団体以上）の推薦書
- (6) 前各号のほか、この法人が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

(脱退等)

第6条 定款第39条第2項により、この法人に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から次の書類を法人へ提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 脱退届（別紙、様式2）
- (2) 前各号のほか、この法人が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

2 この法人は、加盟団体が定款第 37 条第 3 項に定める事項に該当するときは、理事会の議決を経てこれを脱退させ、又は除名することができる。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟の設立の登記の日（平成 25 年 8 月 30 日）から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

高田スキー団、新井スキー、新井リゾートスキー倶、妙高スキー協、板倉スキー協 関温泉スキー、燕温泉スキー、赤倉スキー、赤倉銀嶺スキー 赤倉観光ホテルスキー、田口スキー、新赤倉スキー、妙高スキー 池の平スキー、杉野沢スキー、黒沢スキー、直江津スキー、糸魚川市スキー連 高田アルペンスキー、高田自衛隊スキー部、安塚スキー、米峰スキー連 熊堂スキー、吉川スキー、チーム JWSC、三和スキー、めぐみスキー チームアルビレックス新潟、シャルマン火打スキー&スノーボードク 妙高リージョンスキー、TEAM UCHIDA SPORTS、ルミススキー、苗場スキーアカデミー プリンスホテルスキー部、GALA 湯沢スキー、神立高原スキー 土樽スキー協、中里スキー場スキー、岩原スキー、湯沢スキー協 湯沢パークスキー、ナスバ湯沢スキー、石打丸山スキー、舞子高原スキー 石打MHスキー、石打大和スキー、上越国際スキー、塩沢スキー協 六日町スキー、五日町スキー、越後三山八海山スキー、浦佐スキー 八海山麓スキー、小出スキー、湯之谷スキー、アクシオムスキー 入広瀬スキー、守門スキー、奥只見丸山スキー、堀之内スキー、津南スキー グリーンピア津南スキー、スキーチーム清津、十日町市スキー協、十日町スキー 川口スキー協、小千谷スキー、古志高原スキー、エキップフリースタイルスキー 長岡スキー協、栃尾スキー、苗場スノースポーツスキー、アインズスキー 新潟スノーボードク、チームクラブ、松之山スキー協、松代スキー協 新潟スキー、新潟スキー協、佐渡スキー協、朝日ファミリースキー、胎内スキー 中条スキー、関川スキー、二王子ニノックススキー、 阿賀野市スキー、亀田スキー、南新潟スキー、西川スキー、村松スキー 五泉市スキー協、津川スキー、鹿瀬スキー、みかわスキー、弥彦スキー 燕スキー、巻スキー協、三条スキー、加茂スキー、新大スキー アルペンブリックスキー（101 団体）

別表 2（第 2 条関係）

新潟県中学校体育連盟 新潟県高等学校体育連盟スキー部 高田高、高田北城高、上越総合技術高、新井高、安塚松之山分校、松代高、糸魚川高 糸魚川白嶺高、関根学園、開志学園 JWSC、長岡高、長岡工業高、加茂農林高、小千谷高、 小出高、国際情報高、六日町高、八海高、塩沢商工高、十日町高、十日町総合高 中越高、加茂暁星高、西川竹園高、敬和学園、新潟第一高、新発田商高、中条高 村松高（29 校）

別表3 (第2条関係)

--

別表4 (第3条関係)

前年度の登録数×500円+20,000円 (団体割)

別紙（様式1）

公益財団法人 新潟県スキー連盟加盟申請書

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県スキー連盟

会 長 様

加盟団体名

代表者名

印

公益財団法人新潟県スキー連盟に加盟いたしたく、定款第 38 条、第 39 条の規定に基づき申請します。

記

1 加盟団体名

2 設立年月日 平成 年 月 日

3 所在地等 新潟県

4 代表者名

5 連絡先 責任者名

・住所 〒 ー

新潟県

・電話 ー ー

・FAX ー ー

・Eメール

6 会員数 人

7 添付書類

(1) 団体の規約（定款） 1部

(2) 役員名簿 1部

(3) 会員名簿 1部

(4) 決算書類等（予算書でも可） 1部

(5) 隣接加盟団体（2団体以上）長の推薦書

推 薦 書

上記申請の団体の加入について推薦致します

加盟団体名

代表者名

印

加盟団体名

代表者名

印

別紙（様式2）

公益財団法人新潟県スキー連盟脱退届

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県スキー連盟

会 長 様

加盟団体名

代表者名

印

公益財団法人 新潟県スキー連盟を脱退いたしたく、第 39 条の規定に基づきお届けします。

記

- 1 加盟団体名
- 2 脱退年月日 平成 年 月 日
- 3 脱退の理由（いずれかを○で囲んでください。）
 - (1) 会員の減少によるもの。
 - (2) クラブ・協会等の財政困窮によるもの。
 - (3) 活動拠点のスキー場の閉鎖等によるもの。
 - (4) 他クラブ・協会等との組織替え・統合によるもの。
 - (5) その他の理由（具体的に記載ください。）

4 連絡先 責任者名 _____

・住所 〒 _____

新潟県

・電話 _____

・FAX _____

・Eメール _____